

「高齢者医薬品適正使用ガイドライン作成ワーキンググループ」開催要綱

1 目的

本ワーキンググループは、「高齢者医薬品適正使用検討会」（以下「検討会」という。）の開催要綱3（4）に基づき、高齢者の薬物療法に関する安全対策を推進するための高齢者医薬品適正使用ガイドライン（案）の作成、作成に必要な情報の収集及び整理を行うことを目的として開催する。

2 検討事項

検討会によって、本ワーキンググループで調査・検討する必要があるとされた事項。

3 構成員等

- （1） 本ワーキンググループは、別紙の構成員により構成する。
- （2） 本ワーキンググループに主査を置き、検討会の座長が、本ワーキンググループの構成員から主査を指名する。主査は、本ワーキンググループの議事を整理することとする。
主査に事故があるときは、あらかじめ主査の指名する構成員がその職務を代行することとする。
- （3） 本ワーキンググループは、必要に応じて、構成員以外の専門家及び有識者から意見を聴くことができる。
- （4） 本ワーキンググループの構成員等は、議事にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 運営

- （1） 本ワーキンググループは、医薬・生活衛生局長が構成員等の参集を求めて開催する。
- （2） 本ワーキンググループは、知的財産権等に係る事項を除き原則公開するとともに、議事録を作成し、構成員等の了解を得た上で公表する。
- （3） 本ワーキンググループの庶務は、医薬・生活衛生局医薬安全対策課が行う。
- （4） 本要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、主査が本ワーキンググループに諮って、その取り扱いを定める。